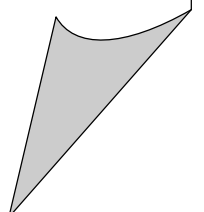


# 東京都北区議会

## 平成 26 年第 3 回定例会で可決した意見書

- 地方税財源の拡充に関する意見書
- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 雇用の安定を求める意見書
- 手話言語法制定を求める意見書
- 産後ケア体制の支援強化を求める意見書
- 危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書



## 地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の 10 パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

北区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 10 日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

衆議院議長	伊 吹 文 明	殿
参議院議長	山 崎 正 昭	殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三	殿
財務大臣	麻 生 太 郎	殿
総務大臣	高 市 早 苗	殿

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされている。このような社会経済環境のもと、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を平成 27 年度以降も継続するよう求めるものである。

### 記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 3 日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

東京都知事 舛 添 要 一 殿

## 雇用の安定を求める意見書

わが国は、働く者の大多数が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために重要である。

こうした中、政府では、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動と多様な働き方を実現することによって、活力ある日本経済を取り戻すとともに、企業収益を雇用拡大、賃金上昇につなげていくという経済の好循環を目指し、労使双方のメリットを勘案しながら、法改正をはじめとしたさまざまな検討を進めている。

一方、労働法制の見直しにあたっては、労働者から不安視されていることもあり、労働者の安定した雇用環境や、健康で安心して働くことのできる環境を整備することが求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の事項について要望する。

### 記

- 1、「解雇の金銭解決制度」、「限定正社員」、「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2、労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月3日

東京都北区議会議長 戸枝大幸

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣府規制改革担当大臣	有 村 治 子 殿
経済再生担当大臣	甘 利 明 殿

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、「手話言語法(仮称)」を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 3 日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
文部科学大臣	下 村 博 文 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿

## 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応である。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、本区議会は政府に対し、以下の項目の実現を強く求める。

### 記

- 1、「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 1、モデル事業の展開に当たっては、利用料を定めている自治体もあることから経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 1、実質的な家事支援だけではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月3日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣                    安 倍 晋 三 殿  
厚生労働大臣                   塩 崎 恭 久 殿

## 危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる危険ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用が原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、覚せい剤や大麻と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。これを受けて東京都、警視庁、厚生労働省が合同で、都内の危険ドラッグ販売業者の一斉立入りをを行うなど取り締まりを強化した。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、本区議会は政府に対し、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める。

### 記

- 1、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締体制の充実を図ること。
- 1、簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。
- 1、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校や様々な機会を通じて薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月3日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	下 村 博 文 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
国家公安委員会委員長	山 谷 えり子 殿